

小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

(令和4年4月21日現在)

1. 共通

(1) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問1-1-1) 交付申請の回数制限はあるのか。

(回答)

改正し、令和4年度は回数制限をなくしました。

(問1-1-2) 交付申請期限はいつまでか。

(回答)

令和5年1月31日までです。

(2) 変更交付申請関係 (交付要綱第6条関係)

(問1-2-1) 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

(回答)

以下のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 事業費の3割以上の増減
- (2) 事業量の3割以上の増減

(3) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問1-3-1) 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日となります。

(4) その他

(問1-4-1) 要望に基づいて予算配分するのか。

(回答)

令和4年度も先着順とします。

2. 森林整備事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条別紙1関係)

(問2-1-1) 令和3年度からの変更点は何か。

(回答)

以下の点になります。

- ①実行経費との比較を不要とした
- ②広葉樹も補助対象に追加
- ③単価等の見直し

ア：間伐

伐採率 20%の単価を新設 100,000 円/ha

イ：作業道の解説・改良

1,500 円/m → 2,000 円/m

ウ：枝打ち

原則全部枝打ち → 間伐を伴わない場合は2/3以上枝打ち

エ：境界確認・境界測量

単独で実施が可能 (R3 は間伐等事業を伴うことが条件)

(2) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問2-2-1) 交付申請書の添付書類は何か。様式はあるのか。

(回答)

以下のとおりです。

- (1) 最寄りの森林管理道及び隣接所有者を記載した森林整備位置図
- (2) 現況写真
- (3) 森林整備届出書 (別紙1)。

(問2-2-2) 森林所有者が森林整備を委託した場合に、申請主体は森林所有者と受託者のどちらが行うべきか。

(回答)

両者で調整をして、重複しないように申請してください。

(3) 補助対象等関係 (交付要綱第2条関係)

(問2-3-1) 間伐をする際に玉切り、集積までしなければならないか。

(回答)

義務はありませんが、現場の状況等により配慮する必要があるかと思われます。

(問2-3-2) 補助をもらって伐採した木材の販売は認められるか。

(回答)

認められます。その際、協議会は関与しないので、事業者と森林所有者で相対で交渉してください。

(問 2-3-3) 測量は必須ではないのか。

(回答)

必修ではありません。ただし、申請者には申請に係る事業地を確定させる責務があり、測量を実施することや杭を打ち申請区域を明確にすることが望ましいと考えます。測量を実施できない場合、協議会でポケットコンパスやGPS等により測量を実施します。なお、測量の技術指導も協議会でできますのでご相談ください。

(問 2-3-4) 枝打ちのみの実施は認められるのか。

(回答)

枝打ちのみでも対象となります。

(問 2-3-5) 作業道で対象となる行為は新設のみか。

(回答)

新設と改良を対象とします。なお、改良は幅員を0.5メートル以上拡張する場合を対象とします。

(問 2-3-6) 天然林と人工林を両方所有している森林所有者の森林で境界を確認・測量する場合、所有の境界と併せて天然林、人工林の境界も補助金の対象として認められるか。

(回答)

所有の境界の測量を想定しているため、天然林、人工林の境界は対象となりません(所有の境界分の補助金のみが認められます)。

(問 2-3-7) 境界確認で施工地の一部のみ行う場合でも補助対象面積は施工地全体となるのか。

(回答)

境界確認を行った線形に応じて面積を算出します。色々なケースがあると思いますので、ご相談をいただければと存じます。

(問 2-3-8) 雇用保険等各種保険に加入しないといけない等の条件はあるか。

(回答)

ありません。各自で判断いただき、各自の責任において、必要に応じて加入

をお願いします。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問2-4-1) 実績報告書の添付書類は何か。また様式はあるのか。

(回答)

以下になります。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 実測図及び測量野帳 (測量を実施した場合)

3. 安全対策事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条別紙1関係)

(問3-1-1) 令和3年度からの変更点は何か。

(回答)

申請者1者あたりの年間補助上限額が10万円から20万円に変更になりました。

(問3-1-2) 補助対象者が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林業者、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も対象となります。

(問3-1-3) 事業体にも属していて、個人でも林業を営んでいるが、2件で申請できるか。

(回答)

どちらで申請していただいてもかまいませんが、使用者が重複しないようにしてください。申請書に使用者を記入する欄あり。

(問3-1-4) 時々しか現場に行かない事務職員も対象となるか。

(回答)

こちらでは特に明確な線引きは行いませんが、原則、林業現場における災害の防止のために行う事業ですので、例えばチェーンソーを使用しない職員を使用者としてチェーンソー防護ズボンを購入するなど、不要なものを購入することは避けてください。

(2) 交付申請関係 (交付要綱第5条関係)

(問3-2-1) 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、秩父地域の店舗で購入に努めるようお願いいたします。

(3) 実績報告関係 (交付要綱第7条関係)

(問3-3-1) 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

領収証等、購入した商品や支払いの事実がわかるものの添付をお願いします。

4. 小型林業機械支援事業

(1) 補助対象等 (交付要綱第2条関係)

(問4-1-1) 補助対象経費は、具体的にどのような経費か。

(回答)

レンタル料、機械運搬費 (レンタル開始時及び終了時に限る)、補償料。レンタル会社で料金体系等が異なっていると思いますので、交付申請の際には一度ご相談ください。

(問4-1-2) 対象となる小型林業機械はどのような考え方で設定されているのか。

(回答)

幅員2.5メートル程度の作業道で活用できる程度の規模を想定して設定しております。

(問4-1-3) 対象機械を土木工事、治山工事、林道工事へ使用しても対象となるのか。

(回答)

原則、秩父地域の森林において、主伐や森林整備に活用することとします。

(問4-1-4) 秩父地域以外の森林整備に使用しても対象となるのか。

(回答)

補助対象経費の過半が秩父地域の森林において使用していれば対象とします。

(問4-1-5) 対象機械にその他会長が認めるものとあるが、どのようなものを想定しているのか。

(回答)

秩父地域機械化 PT で検討を進めてきた「神刈」などを想定しています。

(問 4-1-6) レンタル会社の指定はあるのか。

(回答)

指定や義務はありませんが、必要機械が秩父地域で取扱がない場合などを除き、可能な限り秩父地域の会社からレンタルをお願いします。

(2) 補助対象者 (交付要綱第 3 条関係)

(問 4-2-1) 補助対象が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林業者、自伐型林業者、林業活動を行う NPO 等の団体も対象となります。

(3) 交付申請関係 (交付要綱第 5 条関係)

(問 4-3-1) 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、可能な限り秩父地域の店舗でレンタルしていただくようお願いいたします。

(4) 実績報告関係 (交付要綱第 7 条関係)

(問 4-4-1) 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

領収証、レンタルした機械、期間、金額等の内訳がわかるもの、支払いの事実がわかるものの添付をお願いします。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。

(別紙1)

森林整備届出書

令和 年 月 日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

届出者 (補助金交付申請者)

次のとおり森林の整備を実施したいので、届け出ます。

1 森林の所在及び整備内容

所在地				整備内容 (該当する項目に○を記入)				
市・町	大字	字	地番	間伐	枝打ち	森林作業道	境界確認	境界測量

2 森林を整備する者 (該当する□に☑を記入)

- 森林所有者
- 森林所有者から委託を受けた者

3 森林所有者による同意 (2で森林所有者でない場合)

上記のとおり森林整備届出書を秩父地域森林林業活性化協議会会長に提出することに同意します。

令和 年 月 日

森林所有者： (住 所)

(氏 名)

印

※直筆の場合、印は不要